

正誤表

2026年度版 司法書士 パーフェクト過去問題集

1 択一式 民法〈総則・債権〉

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正	更新日
18	第1編 第7問 (平27-4) 肢イ 解答解説 3~4行目 (民§818Ⅰ), 〈中略〉(同Ⅱ)。	(民§818Ⅱ), 〈中略〉(同Ⅲ①)。	26/06/26
54	第1編 第24問 (平20-4 (改題)) 肢ア 解答解説 4~5行目 民法561条の規定により	民法415条の規定により	26/06/26
63	第1編 第27問 (平12-4 (改題)) 肢ウ 解答解説 3行目 (民§561)	(民§415)	26/06/26
68	第1編 第29問 (平29-5 (改題)) 正解 1	解答不能	26/06/26
112	第1編 第47問 (平18-4 (改題)) 正解 3	解答不能	26/06/26
196	第1編 第80問 (平28-6 (改題)) 正解 2	解答不能	26/06/26
242	第2編 第9問 (平29-17 (改題)) ウラ解き! 2~3行目 正解を2または5に絞ること	正解を2または4に絞ること	26/06/26
314	第2編 第34問 (平22-17 (改題)) 肢オ 解答解説 4~5行目 (民執§145Ⅳ) から,	(民執§145Ⅴ) から,	26/06/26
334	第2編 第42問 (平17-18 (改題)) 肢3 解答解説 下から1行目 (民§474Ⅱ本文)。	(民§474Ⅱ本文 <u>反対解釈</u>)。	26/06/26
368	第2編 第55問 (平22-18) 肢ウ 解答解説 1~2行目 民法252条 <u>本文</u> にいう	民法252条 <u>1項前段</u> にいう	26/06/26
400	第2編 第70問 (令3-19) 肢オ 解答解説 5行目 賃借人にも責めに帰すべき事由	賃借人の責めに帰すべき事由	26/06/26

426	第2編 第81問 (平19-20 (改題)) 肢イ 解説を以下に差替え 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない (民§566 本文)。したがって、BのCに対する契約内容の不適合に基づく担保責任の期間制限は、Cがその不適合を知った時から進行する。	26/06/26	
446	第2編 第91問 (平24-19) 肢3 解答解説 1行目 (遺失§28, 商§800等)	(遺失§28, 商§792 I等)	26/06/26
448	第2編 第92問 (平16-19) 肢エ 解答解説 1行目 (遺失§28, 商§800等)	(遺失§28, 商§792 I等)	26/06/26
457	第2編 第95問 (平22-19) 肢オ 解答解説 下から2行目 (民§715 本文)	(民§715 I 本文)	26/06/26
481	過去問ライブラリ 第3問 (平6-7) 解答 <u>1</u> : 誤り <u>2</u> : 誤り <u>3</u> : 正しい <u>4</u> : 誤り <u>5</u> : 正しい	<u>ア</u> : 誤り <u>イ</u> : 誤り <u>ウ</u> : 正しい <u>エ</u> : 誤り <u>オ</u> : 正しい	26/06/26
482	過去問ライブラリ 第4問 (平5-8 (改題)) 解説 下から2行目 <u>ア</u> について; 所有権に基づく	<u>1</u> について; 所有権に基づく	26/06/26

以上